

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

職権により調査すると、本件勾留状は、平成三年二月二日を経過した時点で、期間満了によりその効力を失ったことが明らかであるから、本件抗告は、その利益を失ったものというべきである。

よって、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成三年二月二六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	味	村	治
裁判官	大	内	恒 夫
裁判官	四	ツ	谷 巖
裁判官	大	堀	誠 一
裁判官	橋	元	四 郎 平